



厚生労働省発基0919第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」（別紙1）、「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案要綱」（別紙2）、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙3）及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する告示案要綱」（別紙4）について、貴会の意見を求める。

平成24年9月19日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱
労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年四月一日とすること。

第一

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案要綱

法第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準

一 労働契約法（以下「法」という。）第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の（一）から（四）までに掲げる無契約期間（一の有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間がある場合の当該期間をいう。以下第一において同じ。）に応じ、それぞれ当該（一）から（四）までに定めるものであることとする。

(一) 最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間（以下一において「第一無契約期間」という。）

第一無契約期間の期間が、第一無契約期間の前にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

(二) 第一無契約期間の次に到来する無契約期間（以下一において「第二無契約期間」という。）次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第一無契約期間が(一)に定めるものである場合 第二無契約期間の期間が、第一無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ロ、イに掲げる場合以外の場合 第二無契約期間の期間が、第一無契約期間と第二無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上）の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

(三) 第二無契約期間の次に到来する無契約期間（以下「第三無契約期間」という。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第二無契約期間が(二)イに定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第三無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未

満であること。

口 第二無契約期間が(二)口に定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第一無契約期間と第三無契約期間の間にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ハ イ又は口に掲げる場合以外の場合 第三無契約期間の期間が、第二無契約期間と第三無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

(四) 第三無契約期間後に到来する無契約期間 当該無契約期間が、(一)、(二)及び(三)の例により計算して得た期間未満であること。

二、一により通算の対象となるそれぞれの有期労働契約の契約期間に一月に満たない端数がある場合は、これらの端数の合算については、三十日をもって一月とするものとすること。

第二 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間

法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、同項の当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間（一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として計算した期間とする。）とするものとすること。

第三 附則

一 施行期日

この省令は、労働契約法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行するものとすること。

二 経過措置

第一の一の規定は、この省令の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用するものとすること。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 労働条件の明示

労働基準法第十五条第一項後段の規定に基づき、書面の交付の方法により明示しなければならない労働条件として、期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合においては「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」を加えるものとすること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

三 附則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行するものとすること。

- 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する告示案要綱
- 一 契約締結時の明示事項等に係る規定を削除するものとすること。
 - 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。
 - 三 この告示は、平成二十五年四月一日から適用するものとすること。